

平成 29 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

東京都労働委員会からの命令書

(昭和ゴム労働組合の救済申し立ての全面棄却)について

本事案は、昭和ゴム労働組合が、当社及び当社子会社(昭和ゴム(株)と(株)ルーセントの2社)に対し、弊社が平成27年8月18日に公表をした不動産売却及び20年間の事業用定期借地権契約を締結したこと(いわゆるリースバック)について、当社等に対し、①団体交渉に応じること、②昭和ゴム労働組合、及びその上部団体に対し不当労働行為の損害を賠償すること、③謝罪文の掲示の3点を求めて、東京都労働委員会に救済申し立てを行ったものでありますが、平成29年4月4日付で命令書が交付されることとなり、昭和ゴム労働組合の申し立てが全面的に棄却されましたので、当該命令の内容が歪曲されて伝わることのないよう、その主旨をご説明させていただきます。

当該命令におきましては、当社の従来の主張の通り、当社の使用者性は完全に否定されています。つまり、当社(昭和ホールディングス(株))は、昭和ゴム労働組合からの団体交渉の申し入れに、何ら応じる法的義務はないということが認められました。当社がこのような義務があるにも関わらず、労働組合の要求に応じていないと言う主張は否定されたこととなります。

また、当社子会社(昭和ゴム(株)と(株)ルーセントの2社)が、当該不動産売却等に関する団体交渉の申し入れに応諾しなかったことに関しましても、理由のない団体交渉拒否には当たらず、組合に対する支配介入にも当たらないと認定されました。

これは、「当該不動産売却が直ちに労働条件に関する事項でないこと」、「当社子会社から労働条件等に影響がないことは全従業員にも説明しており、現に影響は生じていないこと」から、昭和ゴム労働組合が申し入れた団体交渉議案は労働条件に関連するものであると考えることは困難であり、義務的団体交渉事項とは言えないとされたものです。

当社と当社子会社は、同労働組合に対しては、資産の処分ならびに資金調達などは経営の専権事項であり、労働組合との団体交渉にはそぐわないことを繰り返し説明してまいりました。また、従業員に対しては労働条件が変わらないことを丁寧に説明し、その後も従来と同じ条件で雇用を継続しております。これらのことが東京都労働委員会によって認定されたことを大変歓迎しております。

当社子会社は、今後も従業員等に対し必要な情報を積極的に公表することで、労働環境の整備を進めるとともに、当社グループ一丸となって企業価値向上に努めて参りたいと考えておりますので、何卒ご理解いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

以上